

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
菊川市	小笠東地区	令和4年3月15日	令和6年3月4日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	493.1ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	320.5ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	244.9ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	136.1ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	71.3ha
④地区内において今後中心経営体引き受ける意向のある耕作面積の合計	73.0ha
(備考) その他情報(耕地面積に対する割合) 荒廃農地 17.4ha(3.5%) 田 198.9ha(40.3%)(うち荒廃農地 1.1ha/田面積に対する割合 0.5%) 畑 294.2ha(59.7%)(うち荒廃農地 16.3ha/畑面積に対する割合 5.5%) 耕 地 面 積:令和3年9月1日時点農地台帳 荒廃農地面積:令和2年度荒廃農地の解消状況に関する調査	

注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

・ 後継者不足、担い手の高齢化が深刻化している。 ・ 今後の地域農業を支える安定した農業の担い手が不足している。 ・ 茶価が低迷し、非常に厳しい状況が続いている。 ・ 安定した収入を確保するうえで、後継者の育成を考えなくてはならない。 ・ 川西地区(水田)は、地域の話合いを進め、地域の担い手への集積・集約、基盤整備事業の活用を進めている。 ・ 立地条件等採算の悪いところはやめて、良いところにまとめていかないと継続が難しい。 ・ 機械化が進む大きなほ場は借り手がいるが、機械の入りにくいほ場や区画の小さなほ場は借り手がいなくなっている。 ・ 荒廃農地の増加が著しい。山を開拓した地域などが茶畑や耕作条件の良くない畑。道草管理も難しく、農道へ影響がある。 ・ 茶の防除の時期の調整が大変。 ・ 赤土地内の水田は区画が小さく水利状況の悪いところがある。 ・ 茶、米以外にも、地域に適した作物への転換、採算の取れる儲かる農業を考える必要がある。 ・ 今後中心経営体引き受ける意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が多い。
--

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 小笠東地区の耕作可能な水田の利用については、中心経営体である認定農業法人や認定農業者17経営体を中心となって担っていく。そのほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することで対応していく。 |
| <ul style="list-style-type: none">・ 小笠東地区の耕作可能な茶園利用については、平地等の茶畑(内容・口原・中原・奥原・川上など)は、現状の中心経営体である認定農業者42経営体を中心となって担っていく。そのほか、山間の開墾地など、現状の中心経営体の少ない地域(奥八ヶ谷、平六田など)を中心に、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することで対応していく。 |
| <ul style="list-style-type: none">・ 川西地区の水田利用は、中心経営体である4経営体を中心となって担っていく。現状の4経営体の高齢化に合わせて、地域外の認定農業法人1経営体及び認定農業者1経営体への移行を進める他、認定新規就農者の受入れを促進することで対応していく。 |
| <ul style="list-style-type: none">・ 棚草地区の農地利用は、現在営農をしている経営体を中心となって担っていく。現状耕作者や経営体の高齢化に対応するため、新たな経営体の育成を進めるほか、地域外の認定農業法人や認定新規就農者の受入れを促進することで対応していく。 |

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向

- ・ 貸付け等の意向が確認された農地は、1,834筆、1,196,333㎡となっている。

農地中間管理機構の活用方針

- ・ 経営の拡大を図る中心経営体及び入作を希望する認定農業者や認定新規就農者に対しては、農地中間管理事業を活用して、担い手への農地の集積、集約を促す。
- ・ 関係機関が連携し、農地中間管理事業の促進を図るため、機構に対し情報提供と事業の協力を行う。
- ・ 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地中間管理機構の機能を活用し、新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、中心経営体への貸付を進めていく。

新規・特産化作物の導入方針

- ・ 経営の安定化を図るため、野菜等の収益性が高く、地域の環境に適する作物への転換、裏作の導入などの取り組みを進める。

基盤整備への取組方針

- ・ 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、川西地域において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。棚草地域では、荒廃農地の解消や集積を進める。

注: 「人・農地プラン」とは、農業者が今後の農地利用を担う中心経営体への農地の集約化に関する将来方針について話し合った結果をまとめたものです。将来方針にある事業の実施については、市の方針として決定されたものではなく、今後、地域住民・事業者・行政が連携して検証・検討を行っていきます。